

(公 印 省 略)
神北(宝健)第1713号
令和2年8月21日

各社会福祉施設長

様

各指定福祉サービス事業者

兵庫県阪神北県民局長

新型コロナウイルス感染防止対策の徹底について

平素から、本県の高齢者及び障害者福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

今般、県内各地域の福祉施設、事業所において新型コロナウイルス感染症患者の発生例が複数発生しているとともに、特に当局管内においては、複数の事業所において従業員が発症する事例が多発しております。

また、近時、比較的若い世代の感染例が全国的に増加し、それらの感染者との接触による要介護高齢者等への二次感染が懸念される状況となっていることから、施設、事業所の従業員から入所者、利用者への感染リスクも高まっているものと考えられます。

感染防止対策の徹底については、令和2年4月7日付け「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」(厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)等に基づき対策を行っていただいているところですが、今般の状況を踏まえ、貴施設・事業所におきましては、これまでの厚生労働省事務連絡等の内容のうち、特に下記の点について、あらためてご留意いただき、感染防止対策の徹底に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

○従業員に対しては、出勤前の体温測定と発熱等の症状が認められる場合に出勤しないことを徹底すること。

(例えば、出勤前の体温測定に加え、事業所等に立ち入る前に再度の体温測定の実施等。また、従業員に発熱等の症状が認められる場合は勤務をさせないことの事業所内での周知徹底等。)

○従業員の感染防止対策の徹底を行うこと。

(マスクの着用、咳エチケット、手洗い、アルコール消毒等)

なお、入所者又は利用者に対しても、マスクの着用、送迎前及びサービス利用開始前の体温測定、手指消毒等、感染防止対策の実施について協力を求めること。

○身体介護業務など高齢者等に接する場合は、飛沫感染防止のため、できるだけサージカルマスクを使用すること。

○サービス提供を行う場所以外での従業者同士の接触についても、いわゆる3密を避ける等の感染防止対策に十分留意すること。

(従業者の休憩場所、食事場所等における従業者間の距離の確保、定期的な換気、会話を控える等)

○入所者又は利用者に直接支援を行うスペースあるいは設備等はもとより、従業者のみが使用するスペース(事務室、更衣室、休憩・食事場所等)、施設の共用部分(玄関、通路、エレベーター等)、送迎車両等についても、定期的な消毒を実施すること。

○東京や大阪など感染が再拡大している地域への不要不急の移動の自粛や、感染リスクの高い場所(いわゆる3密となっている施設、接待を伴う飲食店等)への出入りの自粛について、従業者に対し周知徹底を図ること。

○上記の内容を含めた感染防止対策について、職員会議や研修等により従業者に対し周知徹底を図ること。

なお、施設等において感染発生の疑い又は感染を把握した場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を受けること。また、速やかに当該施設内等での情報共有を行うとともに、指定権者及び関係市町等への報告を行うこと。

[問い合わせ先]

〒665-0032 宝塚市東洋町2番5号

兵庫県阪神北県民局 宝塚健康福祉事務所

担当：監査指導課

電話 0797-61-5174 FAX 0797-61-5188